

● 「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」の方針に基づく対策
(令和3年6月末時点)

期間	府立少年自然の家の対策
令和2年3月5日～5月21日	休館 イベント中止または延期
令和2年5月22日～5月25日	野外施設のみ利用可能 屋内施設は休館
令和2年5月26日～ 令和3年1月13日	すべての施設利用可能
令和3年1月14日～2月28日	炊飯場、ファイアールーム、オリエンテーションホール、 体育館、研修室を9時～20時（通常21時）ま で、利用時間を短縮 酒類の提供は19時（通常21時）まで
令和3年3月1日～4月24日	すべての施設利用可能
令和3年4月25日～6月20日	休館 イベント中止または延期

● その他の主な新型コロナウイルス感染症対策

- 施設の定期的な換気
- アルコール消毒の徹底
- 職員・利用者のマスク着用の徹底
 - ※熱中症対策のため、一部活動時はマスク不要
- 宿泊部屋・食堂等の人数制限
 - ※原則、定員の 1 / 2
- 「大阪コロナ追跡システム」の導入
- 食堂に、パーテーション・CO₂センサーの設置

そのほか、「宿泊施設における新型コロナウイルス対策ガイドライン」等に基づき、対策を実施

(参考情報)

● その他 府立少年自然の家の運営に影響がある対策

【学校における教育活動】 ※府立少年自然の家の利用者の約 7 割が学校団体
 (例) 「第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」資料 (令和 3 年 4 月 23 日開催)

緊急事態宣言期間中の府立学校の教育活動について 資料 2 - 3

令和 3 年 4 月 23 日 教育庁

■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動
 ・中止または延期

➡ これに加え、府内における校外学習等についても、中止または延期とする

● 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請

(これまでの経過) 令和 3 年 6 月末時点

期間	対策
令和2年3月2日～5月31日	休校
令和2年 6 月1日～ 6 月12日	段階的な再開 (学校行事、部活動は不可)
令和2年6月13日～令和3年4月13日	感染症対策を講じた上で、教育活動を実施
令和 3 年 4 月14日～ 4 月24日	修学旅行、府県間の移動に伴う教育活動は中止または延期
令和 3 年 4 月25日～6月20日	修学旅行、府県間の移動に伴う教育活動に加え、府内における校外学習も中止または延期
令和 3 年 6 月21日～ 6 月30日	感染症対策を講じた上で、教育活動を実施